

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

地理的条件

当地域は、本県の内陸部を南北に縦貫する北上川流域平野部の北部に位置し、盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町の2市5町1村で構成され、全体面積364千ha(県全体の23.8%)、可住地面積97千ha(県全体の26.2%)、人口482千人(県全体の36.2%)を有する空間的一体性を有する地域である。

北東北三県のほぼ中央に位置し、県都盛岡市を中心に、主要な官公庁や金融機関等の民間事業所、図書館、美術館等の教養文化施設などの高次都市機能や、大学、試験研究機関等の学術研究機能の集積が高く、本県の政治・経済、教育・文化などの面で中心的な役割を果たしている。

また、東北縦貫自動車道・東北縦貫自動車道八戸線、一般国道4号、46号、106号などの広域幹線道路や東北新幹線、JR各線、IGRいわて銀河鉄道などにより、北東北の広域交通ネットワークの結節点としての役割を担っている。

さらに、本県では昭和61年に、当地域を一つの広域生活圏と捉え、各分野の行政機関を統合した盛岡地方振興局を設置した。さらに平成21年には盛岡広域振興局に移行し、地域の特性を活かした個性ある地域振興策の総合的展開を目指して、特色ある地域づくりや産業基盤の整備などを一体感を持ちながら推進してきている。

既存の産業集積

当地域は、伝統工芸品の南部鉄器、染物、漆器などの異業種の地場産業が複合立地しているほか、県内で最も都市機能が充実していることを背景に印刷・出版業、金融業、メディア及び食料品製造業が集積しているのが特徴となっている。特に、地場産業については、当地域の地場産業振興を目的に(財)盛岡地域地場産業振興センターを設立(昭和59年)し、素材の組み合わせによる新商品開発や有機的連携による新事業創出に向けた取組みを積極的に展開している。

平成の時代に入り、県内でいち早く情報化社会の進展に対応し、システムエンジニアの養成機関の(株)岩手ソフトウェアセンターが設立(平成6年)されたのをはじめ、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(以下「頭脳立地法」という。)に基づきソフトウェア業、デザイン業などの立地・集積を促進し、地域産業の高度化を推進する拠点として盛岡西リサーチパークを整備(平成9年)したほか、ソフトウェア情報学部を有する岩手県立大学が開学(平成10年)したところである。

さらには、県内随一の高等教育機関、試験研究機関の集積やテクノポリス法に基づき県

南部の北上川流域地域で展開された自動車関連産業を中心とした工業集積に伴う需要増など当地域の優位性の高まりと立地しやすい環境が整ったことを背景に、ソフトウェア・情報処理関連企業の進出がみられ、現在、新たな集積を形成しつつある。

また、平野部から山間地帯に至るまでの多様な立地条件を生かし、米、園芸、畜産のバランスの取れた農業が展開され、農畜林産物の販売額は、県全体の約3割を占めている。

当地域は、豊富で多彩な農畜産物や良質な水の存在、教育・研究機関の集積など立地環境が整っており、県産ソバ粉や小麦を使った麺類製造、地元野菜を使った漬物製造、県内一の酪農産地であることを背景にした牛乳・乳製品の製造、地元の米や果実を使った日本酒・ワイン等の酒類製造など、食品関連産業の集積が進みつつあり、当地域における主要産業となっている。

教育機関

当地域には、高等教育機関が集積しており、4年制の総合大学が3大学、医科大学が1大学、工業系短期大学が1校存在する。

このうち、盛岡市の岩手大学は、世界に向けて先端の研究成果を発信している岩手の学術文化の拠点であり、さらに、全国に誇れる自由、開放的な産学官連携の取り組みを行っている。特に、岩手ネットワークシステム（略称：INS）は、本県独自の産学官連携組織として、岩手大学地域連携推進センターと一体となって、ものづくり産業をはじめとする本県の産業振興に貢献している。

また、同大学には、わが国初の高等農林学校として設置された盛岡高等農林学校を前身とする農学部を有しており、微生物や酵素の高度利用や新しい食品加工技術の開発に関する研究を行うなど、本県の食産業の発展に貢献している。

滝沢村にある岩手県立大学は、コンピュータサイエンスを中心とする産学官連携に積極的に取り組んでおり、特に、同大学付属の地域連携本部内に設置したいわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（以下「i-MOS」という。）を活用して、ものづくりのハードウェアが分かるソフトウェア技術者を体系的に育成する「高度技術者養成講習」を開講し、企業の即戦力となる優れた人材の育成を行っており、岩手県、滝沢村との連携のもと、i-MOS、滝沢村I P Uイノベーションセンター及びイノベーションパークを中心とするIT関連産業の集積を目指している。

矢巾町の県立産業技術短期大学校では、平成19年度から産業技術専攻科（生産技術システムコース）を設置し、生産現場で生じる課題を解決する能力、MOT（経営技術）やTPM（全社内的生産保全）といったものづくりを多角的に解析し、実践する力をもったリーダー的人材の育成を行っている。

また、電子情報関連の学科を有する工業高校が1校、食品化学科を有する農業学校が1校あり、それぞれ年間約300人、約200人の卒業生を輩出している（普通科・商業科・農業科を含む当地域全体の年間卒業生は約5,000人）。

さらに、盛岡市の盛岡情報ビジネス専門学校では、その全学科が盛岡市 e ビジネス創造人材育成特区の認定を受け、情報処理技術者試験（国家試験）の一部免除の特例措置を活用した情報処理技術を有する人材育成を推進している。

研究・産業支援機関

当地域には、（地独）岩手県工業技術センター、岩手県先端科学技術研究センター、岩手県環境保健研究センター、岩手県農業研究センターなどの試験研究機関や（財）いわて産業振興センター、（株）岩手ソフトウェアセンター、i - M O S、盛岡市新事業創出支援センターなどの産業支援機関等が集積しており、地域内はもとより、県南部のものづくり産業や県北部、沿岸地域の食産業など、本県の産業振興に大きな役割を果たしている。

（地独）岩手県工業技術センターは、県内企業の技術的課題解決や新技術・新商品開発ニーズに対応した技術相談、依頼試験、共同研究などを行っている。

（財）いわて産業振興センターは、県内企業やベンチャー企業に対し、経営、技術、研究開発、人材育成など幅広い分野で総合的な支援を行っている。

また、大学構内に設置した産学官共同研究施設として、岩手大学地域連携推進センター、岩手県立大学地域連携本部、盛岡市産学官連携研究センター、滝沢村 I P U イノベーションセンターがあり、大学の研究シーズを活かした産学官連携による研究開発体制も整っている。

金融機関

当地域には、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、盛岡信用金庫などの金融機関の本店が集積しており、融資等の金融活動以外にも、新事業創出支援やビジネスマッチング業務、企業の経営改善に向けた支援業務など、地域経済の活性化に向けた取組を積極的に行っている。

岩手銀行及び北日本銀行は、教育・研究機関等と共に「いわて産学連携推進協議会（リエゾン - 1）を組織し、企業の技術開発ニーズと大学の有する研究シーズとのマッチングや、新たな事業化を目指す企業への助成などを行っている。

東北銀行は、農林水産業の六次産業化による高付加価値化を目指し、コンサルティング、マッチングなどを通じて、アグリビジネスに対する支援などを行っている。

盛岡信用金庫は、若手経営者や事業後継者の育成を目的とした「盛岡地域夢起業塾」の開催などを行っている。

道路等の施設整備状況

当地域は、北東北のほぼ中央に位置し、東北縦貫自動車道・東北縦貫自動車道八戸線や東北新幹線、秋田新幹線の開通などにより、北東北三県の主要都市を結ぶ広域的な高速交通網の結節点となっている。新幹線駅としては、JR 盛岡駅及び JR いわて沼宮内駅を有し、

特に JR 盛岡駅における 1 日平均乗車人員は約 17,000 人となっており、平成 22 年 12 月の東北新幹線の青森延伸や、盛岡駅前の再開発と相まって、北東北のターミナル機能を担っている。

このような北東北の広域交通ネットワークの拠点性の高まりを背景に、盛岡市には、北東北三県を営業エリアとする食品産業、情報サービス産業などの業務施設の立地が進展している。

今後、地域高規格道路として盛岡秋田道路や、復興道路としても位置付けられている宮古盛岡横断道路などの整備が促進されることにより、北東北における広域交流、地域連携の拠点性が益々高まっていくことが予想されるとともに、産業経済活動を支える交通ネットワークの形成・強化が期待される。

(目指す産業集積の概要について)

組込みソフトと IT・システム関連産業

当地域は、本県の中でも、ソフトウェア・情報処理関連産業の集積している地域であり、総務省の「経済センサス」によれば平成 21 年 7 月時点で情報サービス業及びインターネット附随サービス業の事業所は 147 社となっており、全県 208 社の約 7 割が立地している。そのうち、盛岡市の事業所数は 130 社であり、これは東北では仙台市に次いで 2 番目である。

こうした産業集積が形成されたのは、前述のとおり、1990 年代以降、頭脳立地法に基づく盛岡地域集積促進計画、その後の盛岡地域高度技術産業集積活性化計画(平成 12 年)により、頭脳集約型産業の集積と関連企業立地のための団地の整備を、県及び市町村が積極的に推進してきたことによるものである。

さらには、岩手県立大学ソフトウェア情報学部や i - M O S における組込み系ソフトウェア開発をはじめとする高度 IT 技術者等の育成や、盛岡市の「盛岡市 e ビジネス創造人材育成特区」の認定(平成 18 年)による地元専門学校からの情報通信技術者の育成等による人材の輩出など、産学官が一体となった人材育成の取組みが背景となっている。

さらに、岩手県が平成 18 年 11 月に策定した産業成長戦略の中で、当地域が有する特性を最大限活用したものづくりを振興するため、岩手県立大学周辺に大学の資源と IT・システム産業のマッチングによる IT 産業基地形成を目指した「岩手県立大学 IT 産業集積構想」を推進することとしている。

IT・システム産業から高度な情報技術等を提供し、ものづくり産業の技術と IT 技術とが融合することにより付加価値の高いものづくりが可能となるほか、地域資源活用型産業などの経営効率化や生産管理の改善、販路拡大等にも寄与することが期待される地域経済への波及効果の高い産業である。

このため、当地域へ立地することの優位性を的確に情報発信し、新たな企業の誘致に努めるほか、産学官ネットワークや企業間ネットワークのさらなる連携強化を図るとも

に、既存企業が継続してものづくりができる良好な事業環境づくりや企業活動を支える優秀な人材の育成など当地域の優位性を維持・強化していく。

また、現在注目されている自動車、携帯電話、家電製品、医療用機器等の組込みソフトウェア関連産業は、当地域に集積している教育・研究機関等の知的資源を最大限活用できる分野であり、ものづくり産業との融合による高付加価値化も可能であることから、岩手大学や岩手県立大学などの産学官連携を強化するとともに、岩手医科大学などとの医工連携も視野に入れながら、IT・システム関連産業及び関連する製造業の集積を当地域内において積極的に展開する。

さらに、当地域で形成された産業集積を、県南部の北上川流域地域で展開予定の自動車関連産業、半導体関連産業のさらなる集積による「世界に通用するものづくり」の構築に向けた取組みと連動し、相乗効果を高めながら国内外に通じる取組みを展開していくことが重要である。

これらの取組みを関係機関が一体となって推進することにより、当地域のリーディング産業としてのIT・システム関連産業及びそれに関連する製造業のさらなる集積形成と企業活動の活発化のための環境整備を図り、経済活動のグローバル化が進展する中で、激化する国際競争や地域間競争に勝ち抜いていくことができる、厚みと競争力をもった高度化した産業構造の下で、地域経済の活性化を目指すものである。

食品関連産業

当地域は、水田地帯から畑作地帯までの多様な生産条件を活かし、米、園芸、畜産のバランスのとれた農業が展開されおり、特に、ほうれんそう、りんどう、キャベツなどは、全国有数の産地を形成しているほか、酪農は県内一の産地であり、また、水稻、りんご等の特別栽培農産物への取組みも拡大している。

また、当地域は、豊富で多彩な農畜林産物や良質な水の存在、さらに、県内最大の消費地になっていることなどを背景に食料品製造業の集積が進んでおり、平成 21 年における食料品製造業の県全体に占める割合は、事業所数で 19.5%、従業員数で 26.3%、製造品出荷額では 32.0%となっており、当地域の主要産業となっている。

当地域においては、豊富な地域資源を活かした商品開発・製造が進められており、本県が全国一の生産量を誇る山ぶどうを使用したワインの製造や、特色ある麺文化を背景とした県産ソバ粉や小麦を活用したソバ、冷麺や生パスタの製造、地元野菜を使った漬物の製造などが行われているほか、エゴマを使った調味料の開発など農商工連携の動きも活発となっている。

こうした産業集積が形成されたのは、岩手大学農学部における、新種のヒエの開発育種やヤマブドウポリフェノールの健康機能性などの研究や、かつての岩手県醸造試験場を統合した岩手県工業技術センターにおける清酒酵母や麹ペーストの開発、盛岡農業高校における、各グループで定めたテーマに生徒が 2 年間取り組むプロジェクト研究の実施などの

研究開発や人材育成が積極的に行われてきたことが背景となっている。

さらに、前述の産業成長戦略の中では、農林水産業、食料品製造業及び外食産業等の関連産業を総合的な食産業としてとらえ、新しいビジネス展開や販路開拓を促進し、付加価値の高い総合産業に育成するとしており、食品関連産業の集積により、農林水産業はもとより、外食・小売・観光産業などの関連産業の発展にも寄与することが期待されるものである。

このため、高品質で安全・安心な農畜林産物が存在することや、多くの教育・研究機関が立地していることなどの地域の強みを生し、教育・研究機関との共同研究の推進や、生産者や加工業者、流通業者などによるネットワークの構築、マーケットインを重視した新商品開発や販路開拓を進めることにより、食品関連産業の集積を促進し、地域経済の活性化を目指すものである。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	803 億円	923 億円	14.9%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
産業 用 共 用 施 設 の 整 備	工業団地等の整備、既存工業団地等の環境整備 (市町村、中小機構)	工業団地等整備					
		既存団地等の環境整備					
施設 の 整 備	事業用地、貸事務所、貸工場等の整備 (市町村)	事業用地分譲					
		貸事務所整備	貸事務所提供				
		貸工場の整備					
	研究開発施設・設備機器の充実 (県、市町村、教育・研究機関)	研究開発施設の充実・設備機器の導入					

人材の育成及び確保	高校生の実践教育 (県、市町村、教育機関、民間事業者)	インターンシップ等実践教育の充実			
	高度技術人材の育成 (県、市町村、教育・研究機関)	大学等での専門講座の実施			
		教育・支援機関と連携しての人材養成事業の実施			
	人材の安定確保、福利厚生事業等の充実 (国、県、市町村、民間事業者)	就職面接会等による求人・求職マッチング支援			
勤労者福利厚生事業等の充実					
技術支援	関連技術の高度化・新研究開発 (県、教育・研究機関、民間事業者)	提案公募等による研究開発の実施			
	教育・研究機関のシーズを活かした関連技術の高度化又は研究開発 (県、市町村、教育・研究機関・民間事業者)	研究シーズと企業ニーズのマッチングによる共同研究			
	新事業展開や販路拡大に向けた業務取引支援 (県、支援機関、民間事業者)	首都圏等の企業との取引あっせん			
	研究会、セミナーによる技術力向上支援 (県、市町村、教育・研究機関)	研究会、セミナーの開催			
	食産業関連事業者のネットワーク化による新商品開発、新事業展開促進 (県、市町村、教育・研究機関、民間事業者)	地域内農畜産物の流通促進・商品開発支援			
		異業種交流等による新商品開発、新事業展開促進			
		国道、県道の整備			

地保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に規定する生息地等保護区、環境省が指定する**重要湿地及び**特定植物群落を環境保全上重要な地域として除外する。

設定する区域は、平成 23 年 11 月 30 日現在における地番により表示したものである。

（集積区域の可住地面積）

市町村名	全面積（ha）	可住地面積（ha）	備考
盛岡市	88,647	23,767	
八幡平	86,225	21,190	
雫石町	60,901	12,841	
葛巻町	43,499	6,211	
岩手町	36,055	8,906	
滝沢村	18,232	8,921	
紫波町	23,903	10,163	
矢巾町	6,728	5,093	
（計）	364,190	97,092	

（集積区域の自然的・経済的条件からみた一体性）

県都盛岡市を中心に、東北縦貫自動車道、一般国道 4 号、46 号などの広域幹線道路や東北新幹線、JR 各線、IGR いわて銀河鉄道などの主要交通網に沿って、地理的に連続性を有した地域である。

また、各市町村は、隣接市町村と 30 分から 1 時間で移動可能であり、産業活動だけでなく、住民生活においても相互に連携しており、通勤・通学や消費購買などで日常的に住民の移動・交流が頻繁に行われている。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

（区域）

上記で設定する集積区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域（以下「重点区域」という。）として、別表に記す 39 か所を設定する（別図及び別表参照）。

この重点区域は、企業立地を積極的に推進するために整備した工業団地又はそれに準ずる区域であり、企業の円滑な事業活動のほか、近隣の住民生活環境においても、環境を整備し、又は特段の配慮を行っている区域である。

設定する区域は、平成 23 年 11 月 30 日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

盛岡南産業等用地、盛岡工業団地、芋田地区、生出地区、四十四田工業団地、青山地区、みたけ地区、上武道地区、芋田向地区、上飯岡工業団地、盛岡中央工業団地、盛岡南工場流通団地、都南工業団地、外山地区、大釜地区、巣子地区、岩手県立大学周辺、岩手県立大学地域連携棟周辺、盛岡西リサーチパーク、大清水地区農工団地、矢幅駅西地区

設定する区域は、平成 23 年 11 月 30 日現在における地番により表示したものである。

(特例措置を実施することにより期待される効果)

- ・ 工場立地法に定める「特定工場」(一定の敷地面積又は建設面積を有する製造業等を行う工場)については、同法に基づき原則、敷地面積に対して一定の比率以上の緑地・環境施設面積を確保することが求められている。
- ・ 今般、工場立地法の特例措置を実施しようとしている区域は、製造業等の立地が可能となっているが、団地内の区画面積が小さくまた緑地も不足していることから、工場立地法の特例を措置することが不可欠な状況である。
- ・ 特例措置の適用により、区画の統合と併せて工場用地の効率的活用等が可能となり、製造業等の立地がより一層期待され、その効果として増設を含む企業立地予定件数が 20 件、また、それに伴う新規雇用者数は 430 人を見込んでいる。
- ・ なお、当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全の部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 集積業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。)

(1) 業種名

(業種名)

- ・ 組込みソフトとIT・システム関連産業
- ・ 食品関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

[組込みソフトとIT・システム関連産業]

- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業

- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業（時計・同部分品製造業に限る）
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業

[食品関連産業]

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（飲料に係る製造業に限る。）

（２）（１）の業種を指定した理由

組込みソフトとIT・システム関連産業

当地域は、これまで頭脳立地法等の推進による団地整備と、岩手県立大学をはじめとする教育機関における高度IT技術者の育成等のハード・ソフト両面にわたる一連の取組みにより、上記業種の集積に対応できる基盤を有していることから、さらに当地域のリーディング産業として、その集積を重点的に推進するものである。

組込みソフトを含むIT・システム関連産業は、今後も著しい技術進歩が予想され、これを応用したデジタル家電等の生活関連サービス、情報通信サービス、組込みソフト活用の産業用機械、遠隔医療や遠隔ケアシステム等の医療・福祉サービス、災害発生時の情報提供サービス等の防災分野への活用など、ソフトウェア関係の情報サービス産業とそれに関連した製造業とが一体となって、時代の高付加価値を創造する産業としての大きな成長が見込まれる。

当地域には、IT・システム関連産業とそれに関連した製造業の集積や高度化を強力にバックアップできる教育・研究機関の集積という強みがあり、加えて産学官ネットワークや企業間ネットワークを積極的に活用することでさらなる集積の促進にもつながる。

さらに、産業集積の形成を呼び水とした関連製造業の誘致や県南部の北上川流域地域で展開予定のものづくり産業等他地域の産業や資源との融合を図ることで、当地域のみならず全県にわたる産業振興と地域活性化が期待できるものである。

食品関連産業

当地域は、豊富で多彩な農畜産物や良質な水の存在や、県内最大の食料消費地であることなどから、食料品製造業の集積が進んでおり、全県に占める割合は、事業所数で約2割、製造品出荷額で約3割となっており、当地域における主要産業となっている。

また、当地域においては、前述のとおり、地域資源を活かした商品開発・製造が意欲的に進められているほか、農商工連携の動きも活発化しており、また、事業者を強力にバックアップする教育・研究機関の集積など、上記業種の集積に対応にできる基盤を有してい

る。

今後、食の安全・安心に対する消費者の意識の高まりや、高齢化に対応した加工食品の需要拡大などにより、新たなビジネスの展開も期待されるものである。

そのため、教育・研究機関との共同研究の推進や、生産者、加工業者、流通業者などのネットワーク構築による異業種交流の促進などを通じた新商品の開発・販路開拓を進めるとともに、食料品製造に係る企業の誘致などにより、当地域の主要産業として、さらなる集積を促進するものである。

さらに、異業種交流ネットワークによる沿岸等他地域の事業者との交流や、農林水産業、外食・小売・観光産業などの関連産業への波及効果など、当地域のみならず、全県にわたる産業振興と地域活性化も期待できるものである。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数（増設を含む。）	30 件
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	425 億円 現状 2,280 億円、計画終了後 2,705 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	520 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

立地企業ニーズに対応した工業団地等の整備及び既存工業団地等の環境整備【市町村、中小企業基盤整備機構】

立地企業の事業活動を支援するための貸工場、貸事務所、事業用地等の整備【市町村】
・「滝沢村 IPU イノベーションパーク」の整備

（滝沢村、平成 24 年度事業用地分譲開始予定

平成 25 年度貸事務所供用開始予定）

事業の高度化を図るための研究開発施設・設備機器の充実【県、市町村、教育・研究機関】

太陽光、地熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入促進及び導入拡大に向けた調査【国、県、市町村、教育・研究機関】

（人材の育成・確保に関する事項）

高校生に対する実践的な教育の充実【県、市町村、教育機関、民間事業者】
教育機関や研究機関を活用した高度技術者の育成【県、教育・研究機関】
企業の求人と求職者とのマッチング支援【国、県、市町村】
勤労者の住環境整備や福利厚生事業等の充実【国、県、市町村、民間事業者】

(技術支援等に関する事項)

[組込みソフトを含むIT・システム関連産業]

関連技術の高度化及び新技術開発【県、教育・研究機関、民間事業者】
教育・研究機関のシーズを活かした関連技術の高度化又は研究開発【県、市町村、教育・研究機関、民間事業者】
新事業展開や販路拡大に向けた業務取引支援【県、支援機関、民間事業者】
研究会やセミナーによる技術力向上支援【県、市町村、教育・研究機関】

[食品関連産業]

関連技術の高度化及び新技術開発【県、教育・研究機関、民間事業者】
教育・研究機関のシーズを活かした関連技術の高度化又は研究開発【県、市町村、教育・研究機関、民間事業者】
生産者、農業協同組合と食品加工業者等とのネットワーク化による産地体制の確立及び地域内における農畜林産物の流通促進と新商品開発に向けた取組支援【県、市町村、生産者、JA、民間事業者】
食産業事業者及び宿泊業、地場産業等を含む関連事業者のネットワーク化による意識啓発・異業種間交流等を通じた新規事業、新商品開発の促進
【県、市町村、教育・研究機関、民間事業者】

(広域連携に関する事項)

自動車関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記の事業を行なう。

ア ネットワーク構築・販路開拓(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- ・ 東北6県連携により設置する「とうほく自動車産業集積連携会議」等の事業として、自動車関連産業の集積地域である中部地域等における東北地域の技術等展示会等を実施する。

イ 人材養成(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- ・ 学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

半導体等関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集

積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記の事業を行なう。

- ア ネットワーク構築・販路開拓（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・ 最新技術動向等に関するセミナー、川下企業とのマッチング事業、展示商談会への出展等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。
- イ 人材養成（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・ 学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

IT関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記の事業を行なう。

- ア ネットワーク構築・販路開拓（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・ 最新技術動向等に関するセミナー、首都圏等に所在する川下企業とのマッチング事業、展示商談会への出展等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。
- イ 人材養成（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・ 学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

交通の円滑化を図るための主要国道・市町村道の改良整備【国、県、市町村】

企業活動の円滑化を図るための光インターネット通信網の整備促進及び情報セキュリティの確保【民間事業者】

企業立地を促進するための補助金・奨励金の交付及び立地に伴う税負担の軽減措置【国、県、市町村】

企業立地を促進するための工場・事務所賃借料等の補助【市町村】

指定集積業種を対象とした展示会等への出展による県外企業等への情報発信【県、市町村、教育・研究機関、民間事業者】

首都圏における企業立地セミナーの開催等による県外企業等への情報発信【県、市町村、教育・研究機関】

先進的な企業誘致の取組を行っている自治体職員、調査研究機関等を招いての、市町村長、県・市町村担当者を対象とした研修会の実施【県、市町村】

在京盛岡広域産業人会と連携してのセミナー、現地視察会の実施【県、市町村】

企業誘致体制の強化、立地企業満足度を高めるための継続的フォローアップ活動【県、市町村】

(東日本大震災の教訓を踏まえた地域が一体となった事業継続計画の策定)

東日本大震災を教訓に、地域企業の供給網(サプライチェーン)全体の可視化や物流ルート多重化、域内の企業間取引の断絶等への対応について、企業ごとに定める事業継続計画の見直しに対し、行政等を含む地域全体でも一体となって取組を支援していく。【県、市町村、民間事業者】

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境の保全についての配慮)

立地企業の事業活動において、環境への負荷低減の取組を促進するため、県が環境にやさしい地域社会の形成のために制定した「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度を活用し、自主的なCO2削減による地球温暖化防止活動を推進する。また、企業内で発生する廃棄物の減量化や再資源化など、環境に配慮した事業活動について、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業等を活用し、その促進を図る。

環境汚染防止については、県と市町村の連携を強化しながら、監視測定体制の効率化と立ち入り検査の充実を図る。

また、エネルギーの自給率の向上及び地球環境の保全を図るため、地域特性に応じた新エネルギーの導入や省エネルギーの促進を図る。

(コンプライアンスの保持についての配慮)

企業の社会的責任を意識し、企業及び社員・関係者の法令遵守について地域全体で取り組むとともに、企業の地域貢献活動への積極的な参加を促しながら、企業のイメージアップ、企業活動の広域的展開を支援し、企業立地の促進につなげていく。

(安全な住民生活の保全)

県では、行政、県民及び事業者が、犯罪のない安全で安心なまちづくりにそれぞれ取り組むとともに、相互に連携し、協力して「地域の絆」を再生し、自助、共助及び公助による取組を推進するため、平成19年3月に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定したところである。

この条例の趣旨も踏まえ、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、次の取組を推進する。

ア 犯罪の防止に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラや防犯灯、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保するほか、夜間において道路等の公共空間や空地が犯罪や迷惑行為等に利用されないよう管理を徹底する。

イ 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル、緊急通報装置等の防犯機器を設置するほか、防犯責任者の指定、防犯マニュアル策定等により防犯体制を整備する。

ウ 従業員に対する指導

従業員に対して各種法令の遵守のほか、犯罪被害防止や交通事故防止についての指導を行う。

エ 警察への連絡体制の整備

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制を整備する。

オ 交通安全施設等の整備

事業用地整備時等において、関係機関との協議により道路環境や交通安全施設等の整備を行う。

カ 地域における防犯活動等への参加、協力

地域住民等が行う防犯活動や交通安全活動に参加、協力する。

キ 不法就労の防止

外国人の雇用に際しては、旅券等により就労資格の有無を確認するなどして不法就労防止の徹底を図る。

(自然景観に対する配慮)

県の「岩手の景観の保全と創造に関する条例」による岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域の指定、さらに関係市町村が定める景観条例を遵守し、自然景観の保全に配慮する。

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

農地等を含む重点促進区域は次のとおりで、すべて農用地区域外である。

(1) 盛岡北部工業団地

- ・ 重点促進区域面積 214.2 h a
- ・ 上記のうち農地等面積 51.4 h a
- ・ 調整等の状況

当該区域は、工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された「盛岡北部工場適地」及び農村地域工業等導入促進法第5条第1項に規定する実施計画で定めた「盛岡北部工業等導入地区」になっているとともに、その一部には都市計画法第8条第1号に規定する用途地域が定められており、農地等と工業用地との利用に関する事前調整を終了している。

すでに企業立地が進んでおり、残る用地についても、立地企業が決定した際には関係機

関と協議しつつ農地転用手続きを進めていく。

(2) 南日詰工業団地

- ・ 重点促進区域面積 4.6 h a
- ・ 上記のうち農地等面積 1.9 h a
- ・ 調整等の状況

当該区域は、農村地域工業等導入促進法第5条第1項に規定する実施計画で定めた「南日詰団地工業等導入地区」になっているとともに、都市計画法第8条第1号に規定する用途地域が定められており、農地等と工業用地との利用に関する事前調整を終了している。

すでに企業立地が進んでおり、残る用地についても、立地企業が決定した際には関係機関と協議しつつ農地転用手続きを進めていく。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成28年度末日までとする。